

# 出雲鉄山『所有』の再考察

## —佐竹昭氏の論考と広瀬藩領入間村の事例を題材に—

斎 藤

一

### はじめに

筆者は先般、出雲国飯石郡朝原村（現在の出雲市佐田町）と鉄師田部家との間の争論を題材に、近世において林野の「所有」とは何であつたのかを考察する一文<sup>(1)</sup>を発表した。主たる論点は、出雲の鉄師による鉄山の「所持」が近代の「所有」とは異なり、地盤所持というよりは立木の所持というべきで、村民が草肥などに持つていた所持と併存する「毛上の重層的所持」ともいうべき状態にあったことだが、その中で佐竹昭氏や加地至氏などの鑪（たたら）製鉄研究者が、「鉄山」について、鉄師の「地盤所持」が成立していて、それが近代の地租改正での所有権確定に問題なくつながつていったかのように扱っていることを批判した。

今般、佐竹氏は新たな論考<sup>(2)</sup>を発表し、出雲鉄師各家の鉄山集積過程をまとめる中で、拙稿に対するコメントも付されている。それをそのまま転載させて頂く。

「斎藤一氏は、『近世の「山の売買』を近代的所有権確立後のそれに近い「地盤の売買』と捉えて問題ないのだろうか』と筆者らに疑問を提示される。」

「確かに筆者は出雲の鉄師による鉄山購入が近代に引き継がれていることを述べているが、それは通常各地でよくみられるところの、領主が御山・御林の利用を期限付で許可する形ではなく、領主が認可した永代売買のかたちをとること、そのためには地租改正において官林化されなかったと述べたのである。さらにその前

提として、それら売買証文では、鉄山内における周辺村民の腰林所持や薪・柴草の採取権等は売却後も村民に留保されることが多いこと、地租改正後も林野の帰属が問題になって膨大な論地が残されたことなどもすでに述べている。近世鉄師の鉄山所持は、いわゆる近代的、排他的土地所有の段階ではない。ただし、立木だけの所持利用にとどまらないことも考えておきたい。近世後期には、立木と土山の合計で鉄山の評価額を定めることができ（以下略）」

筆者としては、佐竹氏が拙稿に注目していただいたことを感謝するとともに、その論点は新しい視座を提供するものとして歓迎している。この機会を捉えて出雲鉄山の「所有」問題への再考察を記したい。

### 1. 近世林野の「所有」と鉄山

この問題を考察するときの前提となるのは、近世において土地の「所有」とはどういうに観念されていたのかという問題である。重要なのは、近世とは、現代の「所有」の前提である土地の登記制度も、民法における「所有権」の規定も存在していない世界であるということである。基本的には、幕藩領主が土地に対する「領有」権を持ち、検地帳に基づく耕地については、年貢の上納と引き換えに百姓の「所持」を認めていたという構図であるが、林野については、きわめて曖昧な状況に置かれていた。たとえば、松江藩における林野支配は次の「国令」にその建前が記されている。

## 【史料1】『松江市史史料編6 近世II』「国令 農中」 508頁

下是、但唯今之持主へハ山ニ仕立可申断有之者、遂吟味申付事（後略）

貞享三寅十一月十日

郷中腰林之儀、御当地ニ而ハ唯今迄年貢無之候、左様有之候而ハ此以後猥之筋モ有之候間、当秋ヨリ冥加ノタメ少分之役銀差出候様ニ被仰付候、尤御証文等有之御免地之所、且又古来ヨリ寺社ヘ地続ニ而附來候山并鉄山炭山、杵築・荒木辺植松之砂山ハ不其儀候、惣而御國中ノ土地ハ少タル所迄モ皆公物タル事ハ勿論ノ儀ニ候而、下トメ私スヘキ儀ニアラス、依之山海トテ役銀有之洩タル儀ハ無之事ニ候處、右腰林ノ儀ハ元来何ノ村何方ヨリ被下候ト申儀モ無之、何ヲ以自己ノ物ト申証拠モ無之候故、野山ヲ自己ニ立來就中近年ハ立添候所モ有之様相見候、然上ハ上へ御取上ケニ相成候トテモ、替り地等ノ願モ難申出儀ニ候へ共、兼而其訛心得違自己ノモノト覺へ候而令売買候者モ有之候、右之通今年ヨリ役銀令上納候而ハ只今迄ノ持分ハ全自己ノ押出シ物ニ相極り却而安堵ノ事ニ候、且又此度右役銀相究候山、此以後ハ御家中其外何方へ売払候共、極ノ役銀買主ノ方へ引受可被差出之候、扱又役銀不差出山モ、此以後郷中ノモノ買求候者並合ノ役銀可申付候、尤郷中へ買受候へハ腰林ニ相当候間、右之通ニ候、以上

寛延三年八月廿九日

これは、領内の腰林（百姓の個人持山）から役銀をとり、それによって百姓の所持を安堵しようという趣旨の文書であるが、この中に「国中の土地は公物」「私すべき儀にあらず」と書かれていることが重要である。さらに、時期は前後するが、次の史料では、具体的な場所につき、藩の意図による用途や持ち主の改変が語られている。

## 【史料2】「国令 士上」、同前、118頁

覚

一、長者原上乃木辺之芝山、茶園ニ仕度願之面々有之者、断次第其地可被下事  
一、宍道湖南北灘近所茂ニ無之山々、并馬潟ヨリ吉佐迄、北ハ美保関迄茂無之山々、松・杉・桧山ニ仕度所於有之者、百姓持來り之山タリト云トモ其地可被

特定の場所の芝山の茶園化や、山の松・杉・桧山への改変につき、持主にかかわらず、その意志があるものに任せるとされているのである。林野については「領有」の意思是百姓の「所持」に優先するということが明記されている。こうした法令からは、林野の所持や用益の権利は可変的であり得ることが見える。

こうした領主の強い支配意識と並んで、村には「テリトリリー」ともいうべき觀念が存在した。採草のための入会林野に対する意識はその典型的な発露で、「松江藩郡奉行所文書」にはそれらをめぐる多くの争論が記録されている。こうした村の「テリトリリー」と呼ぶ領域に対する「所有」については、古くから中田薰の「總有」論や、戒能通孝によるそれへの批判と地盤所持成立への疑問などの議論がされてきたが、筆者は前稿で「村山を売る」と語られた行為が、近代以降のような地盤の売買と同質なものであったと考えることに疑問を呈した。<sup>(3)</sup>

このような近世と近代の「所有」観念の違いは、明治の地租改正期に各地で多くの問題を引き起こした。一つは「官」と「民」の間での問題であり、今一つは「民」同士の問題であった。前者は、「官」側が民有の証拠がない林野は全て官有だとしたことから起り、後者は「民」の中で多少とも証拠らしきものを有していた者が自己の土地として登記していったことから起つた。法学者戒能通孝が関与した岩手県の小繫での事件はその代表的なものであったが、出雲の鉄山でもそれに類似した事件が多数存在したことは、熊谷開作がまとめおり、筆者も前稿で飯石郡加食田村の例を示した。

ここで、簡単に筆者が前稿で論じた争論を紹介しておきたい。飯石郡朝原村は元禄期に藩内最大の鉄師であった田部家に村山を「鉄山」として売却したが、その解釈をめぐって、近世末期、同家と二度の争論を開いた。第一次争論は、天保一二年（一八四一）、田部家は村で燃いた炭を田部家のみへ販売すべきことを求めて提訴し、

いったん田部家有利の形での内済が成立したにもかかわらず、村民が村役人を飛び越えて越訴し、内済は実質無効になつたあと、藩役人が出郷して裁定し、弘化三年（一八四六）村側有利の形で終結した。第二次争論は安政三年（一八五六）、「墺（こやし）山」での山烟や油木植え込みの差し止めを求めて田部家が提訴したが、藩は明確な指示を出さぬまま、文久元年（一八六一）、田部家が譲歩して村側の言い分を認めて終結した。特に第二次争論では、鉄山の領域を侵食してできた（と田部家が考えていた）墺山の扱いが問題になつたが、田部家もその存在そのものは否定できず、その用途と拡大抑制を訴えて提訴したものである。そこでは田部家側も

「草刈場所丈ヶハ人別所持いたし候得共、油木植場所或ハ開地等いたし候場所山之分ニ而ハ人別所持之土地無之、銘々御田地付墺山之内杯与申開地或ハ油木等植付候得ハ、則墺草刈場所減少いたし候丈ヶハ鉄山相狭り候道理ニ御座候」と述べていて、鉄山の領域でも草刈りをする場所は「人別所持」と言つてることが重要である。

筆者はこうした事実をもとに、村民にとって、村山を鉄山として売り渡した行為は

立木に注目した売買で、そこへの「テリトリリー」意識は強く残り、「立木」は鉄師、「草」は村民という「毛上の重層的所持」の状態を保つたと論じた。「鉄山」とは「立木の生育する場所」であるが、そこで草を採る権利は村民に留保されていた一方、「墺山に立木が生えれば鉄師の所持」ということになり、「鉄山」と「墺山」の間では可逆的な変化の余地が内在していたのであった。その中で佐竹昭氏などの鑪製鉄研究者が、「鉄山」について、鉄師の「地盤所持」が成立していて、それが近代の地租改正での所有権確定に問題なくつながつていったかのように扱っていることを批判した。

## 2. 鉄山の価値と「所有」——佐竹氏の論点の検証

今般、佐竹氏は、拙稿を念頭において、「鉄山所持の性格をより限定的に捉えようとする意見」と前置きをされた上で、山の評価額の算出方法を分析した上で、「立木だけの評価ではなく、土山（下地）の評価が存在したこと」を指摘し、直ちに

近代的、排他的土地所有を意味するわけではないが、このようあり方を踏まえた上で、所有の問題も考えてみるべきであろう。」という見解を述べられている。

この評価額の算出方法について、ト藏家の事例として、「十年季壳渡申鉄山之事」（「立木土水共」とされている）という売買証文に付された別紙覚書が示されている。

### 一龜石原鉄山

土地三万座 生木九千貫め 三歩立とシテ

メ三万九千貫目 代錢百九十五貫文

### 五十文山手ニシテ

外二十九貫文 久兵衛へ渡し、田地戌暮切ニ相渡し候ニ付、戌ノ年作徳米代とシテ山代ニ上ケ致相談、山ハ戌四月切ニ受取也

### メ二百十四貫文（後略）

これについて、佐竹氏は「その土地で大炭三〇〇〇〇貫目相当の生産能力がある。今はその三割の九〇〇〇貫目相当の生木がある。合計三九〇〇〇貫目相当となり、大炭一〇貫目あたり山手錢五〇文を乗じて錢一九五貫文になる。ただし他の田地売買の件で錢一九貫文を上乗せし、鉄山の価格は二二四貫文」と解説している。しかし、「土地」の代錢に相当する錢一五〇貫文の性格を考えるに、この取引が年季売買で一〇年後には山を売主に戻すことを想定していることからすれば、それが「土地」の代錢ということは成り立たないのではないだろうか。大炭三〇〇〇〇貫目分と換算していることは、むしろそれに相当する「これから生育する立木」の代錢と捉えることが自然である。一〇年でどれだけの木が生えるかの疑問も生じるが、佐竹氏の論文中の「梅木家文書」の中に、「九年すれば立木が銀三〇貫目分ぐらいいはできそうだ」と記されていて、それは可能なようである。

そのあとで、絲原家や櫻井家の事例として、鉄師の資産評価ともいうべき計算もうとする意見」と前置きをされた上で、山の評価額の算出方法を分析した上で、「立木だけの評価ではなく、土山（下地）の評価が存在したこと」を指摘し、直ちに

ベースに算出されているが、その内容に立ち入ることは難しい。それらが年季保有なのか永代保有なのかということも、「土山」の一代の単価の根拠が不明なためである。しかし、こうした「土地」や「土山」とは、あくまで「現在はないが、将来は生育する立木」を想定して、価値を算出する過程で媒介的に設定したものと理解することは十分可能で、これだけで、「土地の所持」を証明することにはならないと考える。

さらに重要なのは、仮に鉄師の頭の中に土地を「所持」しているという観念が生まれていたとしても、それだけでは鉄師の「地盤所持」的状況が成立していたことを意味しないことである。「所有」とは社会関係の中で存在したものだからである。鉄山の問題では、「草」を採取する農民の観念も別個に存在したという事実こそ重要である。

この「草」については「立木」に比べて商品価値は小さく、それが売買の対象とされることはある。しかし、草の対価が支払われることは皆無ではない。鉄山の領域ではないが、同じ松江藩領で、他村に村山を入れさせるとときに郡奉行が運上の支払いを命じている例がある。

### 【史料3】「松江藩郡奉行所文書」追加 6—1

覚

一、七ヶ村願趣、相窺可任望之御儀定ニ而、御用人衆証判取遣候事  
 一、御立ヲ除、其外、遙堪村山、高浜山方之山、両所共ニ山三歩壹丈下、其村之支配三歩一丈上三歩武尺之分頂上迄、矢野村小山村大塚村堀江村高岡村稻岡村粟津村此七ヶ村入相、四月朔日九月中、草御免之事、

一、七ヶ村上り銀七枚、石ニ応シ割府、両下郡五取立、山方江三枚半、遙堪ヘ三枚半、運上トメ可遣事

右、立合境を立、互ニ書物を取替し、言分無之様ニ可申付者也

丑六月六日

岸崎左久治

下郡 吉右衛門殿 (三名略)  
両方庄屋年寄中

これは貞享二年（一六八五）の神門郡の事例であるが、そこで郡奉行岸崎左久治は「代銀として原手七村から銀七枚を出させ、高浜山方村に三枚半、遙堪村へ三枚半、運上として遣わす」ことにより七ヶ村からの入会を認めることを伝えている。

草にも価値があるということである。

即ち、同じ領域で、鉄師は立木を、農民は草を採取していたとする、鉄師は現存する立木と将来生育する立木の価値をもとにその場の価値を考え、農民は草の価値をベースとして考えるという、毛上の重層的所持状況が存在していたのである。佐竹氏の示した事例は、その鉄師側の観念のみを示しているに過ぎない。

筆者は前稿においても近世の「地盤所持」的状況の存在を否定してはいない。一つは検地帳などで認められた田畠であるが、林野においても「腰林」のような百姓持林で、毛上や土地に人為を加える行為が持続して、占有の権利を保つことを自己ともに認める状態になったとき、実質的に地盤所持が存在したと論じた。しかし、鉄山の存在した「村山」についてはそのような状況ではなかったのである。

冒頭で記述した通り、佐竹氏は「地租改正において官林化されなかつた」点を強調されたが、筆者が論点として提示したのは、「官林化」の問題でなく、地租改正の過程で、「鉄山」と呼ばれた領域の「所有」が、農民（村）ではなく、鉄師となつていったという点の評価であった。筆者には佐竹氏が、近世において鉄師による鉄山の地盤所持が社会的にも認知されていたことを前提として、鉄師による私有化を自然なことと評価したように見えたので問題提起した次第である。地租改正における多くの鉄師と農民の間での争論の発生は、両者がそれぞれにその領域への「所持」意識を持っていたからにほかならない。そして、鉄師の「所有」に帰した理由は前稿で述べた通り、「地租改正事務局の『一地一主』実現のための文書証拠主義といふ思想がたまたま鉄師に優位を与えた」からであり、近世からの自然な流れで鉄師

の所有権が確立したものではないのである。現時点で佐竹氏はその点について言及しておらず、筆者の論点と噛み合ってはいない。

### 3. 「鉄山」と「村山」—広瀬藩領入間村と鉄師田部家の争論から

本章では前稿とは別の形で、「村山」そして「鉄山」の存在形態を考えさせる事例として、松江藩の支藩である広瀬藩領の入間村と松江藩領の鉄師田部家の争論を見るに至る。この争論の背景としての地域事情については、鳥谷智文氏の論考<sup>(6)</sup>が参考になるが、その特徴は松江・広瀬の両藩や複数の鉄師が複雑な関係を現出していることである。

#### ①入間村の訴え

文化九年（一八一二）二月、入間村五人組頭五名の名前で、庄屋・年寄宛に「論山演説書」が出された。これは、文面からして、庄屋よりさらに広瀬藩役人宛に出すための下書的性質を持ったものと言える。ここでは、鉄師の綿屋（田部家）との争論に至るまでの歴史が延々と述べられている。まずは、元禄一〇年（一六九七）、入間村はその鉄山を、代銀六貫五百目で吉田の綿屋安右衛門へ三〇年季で売り渡し、さらに享保二年（一七二七）、同家孫八に三五年季で再度売り渡したが、明和年中（一七六五頃）村に引き上げとなつたと記されている。一方、竹尾村については入間村の分郷で、元禄期の竹尾村と都加賀村の山論の際は入間・竹尾が一緒に願書等を出しているものの、竹尾村が元禄三年、鉄山を入間村孫右衛門に代銀一貫二百目で永代に売り渡した時は同村のみで代銀を受け取っていることが書かれている。なお、その鉄山はさらに元禄五年、孫右衛門から綿屋安右衛門へ売り渡され、以後田部家の所持するところとなった。結果として、明和期には、入間村鉄山は村方所持、竹尾村鉄山は田部家所持という形になっていたが、両鉄山の境目には議論があつたことが記されている。

**史料4** 「入間村竹尾村論山演説書」（入間田部家文書）  
(前略)

一明和四亥年竹尾村江能義郡布部より御鑪被打付、其節入間鉄山買受被呉候之様相願候所、綿屋より山境之儀何角与被申候間、難買受と支配人儀八より申答候ニ付、論山相除残山程買受呉候様相頼壳渡申上、其後論山之儀御願申上候之処、先ツ立木壳払伐取候上、御見分可被下旨被仰付、論山代銀三貫目ニして竹尾御鉢江壳払、半分宛綿屋并入間村江受取申上候ニ付、御裁判之儀追々御願申上候所、天明七年未年頓原町八神屋平作上來島村梅田屋龜重野萱村増田屋傳四郎三人江下見分被仰付、村御役人中并綿屋手代文次宇兵衛長兵衛、入間村頭百姓共一同案内ニ而見分御座候、其節土団并双方より書等茂差上ケ置候、其上御奉行様御見分も御座候ニ付、早速御下知可有御座与乍恐奉仕候處、兎角御裁判無御座候、（中略）近來打続時節柄不宜一統困窮仕候所、村内ニ鑪御座候ニ付、是迄ハ鉄山腰林等壳払少々宛も御未進且者作喰等之助ニ仕、其上炭灰木小鉄竈土をせおひ漸渡世仕居候處、入間鉄山論所之外者不残伐尽し立木無御座、鑪吹続茂難相成ニ付、近來者都加賀鉄山買受、炭木等取寄、假成ニ吹方出来仕候得共、村方百姓小作等者農業之余力ニ鑪稼仕候儀、他村越ニ而炭竈等難仕場所ニ寄、二里も相隔居候得者足弱之者荷を掛往返仕候儀も難相成、必至及飢命候程之難渋仕候、依而者右論山御裁判被仰付被下置候ハヽ、壳払當分之凌方仕度奉存候、外<sup>(出張)</sup>之相手方ニ御座候ハヽ、頻りニ御裁判御願申上候哉、又者相對熟談ヲ以相濟候様ニモ仕度奉存候得共、御表御領御掛合之儀恐入追願等茂得不仕、甚難渋仕候得とも、入間鉄山不残伐尽し論山竹尾山同様毛上能相立甚紛敷、殊更前書ニ申上候天明七年御見分被為遊、則綿屋手代并入間村百姓より土団等迄差上争無御座境、陳之う祢山之儀同所南ニ有之候古城山を右陳のう祢と申立、其上桐木谷境等之入割も御座候ニ付而者、又々後年紛敷可有御座与岩の上鑪床より山伏岩造之間、当秋境伐仕候所、綿屋より願之由御役人中より御差留被成奉畏候、論所江立入立木伐荒候、依不調法御咎被仰付奉恐入候、乍此上百姓困窮之段被為思台分格別之御憐愍ヲ以宣御裁判被仰付被下置候ハヽ、廣太之御慈悲与難有仕

合奉存候、余者追々口上を以可奉申上候、以上

文化九年申十二月

入間村惣百姓代

五人組頭 長次（印）（他<sup>4</sup>名略）

（中略）

一五拾六年以前明和元申年、右持來鐵山之内志津見波多兩村鐵山立木一生伐代銀  
式拾貫目ニメ同御領布部村平吉と申者へ売払候処、右代銀市左衛門<sup>ル</sup>泉府出銀  
之内江押取可申与難渋申懸候差縛相成、其節松江表御上江御願申出候由之処、  
鐵山を買うことを願ったが、綿屋（田部家）より山境につき異論が出たため、結局  
「論山」を代銀三貫目として、綿屋と入間村で折半して受け取ったとされている。  
そして、天明七年（一七八六）、藩は頓原町・上來島村・野萱村の村役人三人へ下  
見分を命じ、村役人と綿屋手代文次・宇兵衛・長兵衛、入間村頭百姓共一同の案内  
で見分をした。その際、図と双方よりの口書等も提出し、奉行の見分もあったので、  
下知もあるだろうと待ったが、裁判もなかつたと書かれている。

さらにこの訴えの後半では、村内に鑪があるため、農業の余業として立木を伐つ  
てきいたが、すでに入間村の鐵山は田部家との論所のほかは伐り尽くしていく、都加  
賀鐵山を買い受けて行っているが、二里も離れていて、運搬も大変であり、論所の  
立木を売り払うなどすれば当分凌ぐことができるの、速やかに裁判を願いたい旨  
が書かれている。

右の文書は入間村に残されたもので、その時点では広瀬藩内で争論の処理がなさ  
れていたようである。

## ②鉄師田部家の訴え

七年後の文政二年（一八一九）、松江藩側の文書に事件は登場する。次の頭書は  
田部佐一右衛門から居村吉田村の庄屋卯一郎にあてたものである。

【史料5】「廣瀬御領入間竹尾両村山境争論頭書」（『松江藩郡奉行所文書』<sup>(1)</sup> 180—

9）

広瀬御領奥飯石ニ而私持來候鐵山鉄穴、先年常平方御役所御取上ヶノノ分ニ被成

下置候訣并代々支配を被仰付候訣、猶又右持來竹尾鐵山明和年中争論相成候訣  
頭書左之通相見へ候

一四拾年以前明和九酉年、入間鐵山竹尾鐵山境争論出来候様相見へ、其節論山立  
木一生伐り三貫目ニメ、布部村伝吉と申者、隣村竹尾鉢吹方罷在候ニ付、売払  
右三貫目之内壱貫五百目入間村へ受取、残り壱貫五百目之分常平方江相納候分  
ニ而、此方江受取候趣、只代銀半分宛請取候而已ニ而、其後論所之儀ハ御裁判  
無御座候

一八年以前文化九申年右場所江又々入間村<sup>ル</sup>大勢入込ミ境伐りと号、猥樵荒し差  
縛出来申候、右年来差縛ニ相成候頭書如此御座候、以上

文政弐卯八月  
卯一郎様

佐一右衛門

ここでは、まず田部家が持っている広瀬藩領奥飯石の鐵山と鉄穴は、藩の常平方  
役所に「御取上ヶ」になつてることを断つた上で、竹尾鐵山の争論の経緯が述べ  
られている。明和元年に志津見・波多両村の鐵山の立木を広瀬領布部村の平吉に売つ  
たら、その代銀を入間村の市左衛門が「泉府出銀の内へ押し取り」をしたため、そ  
れを松江藩に訴えたところ、広瀬藩との間での交渉もなされ、常平方役所も出てく  
る騒ぎになつたことが書かれている。そして、明和九年に、入間村と竹尾村の鐵山

の境争論の最中、「論山」の「立木一生」をやはり先の布部村伝吉に売り払った時には、代銀を折半し、半分は入間村が受け取り、半分は常平方へ収めたと記されている（史料4の入間村の文書では田部家が受け取ったとされている）。そして、最後に史料4の元となつた文化九年の事件が書かれている。

### ③内済による決着

この争論は翌文政三年六月、松江藩領・広瀬藩領の村々の庄屋六人が扱人となって、内済となる。

### 【史料6】「飯石郡広瀬御領入間竹尾鉄山村境目書きし」（「松江藩郡奉行所文書」

180-3)

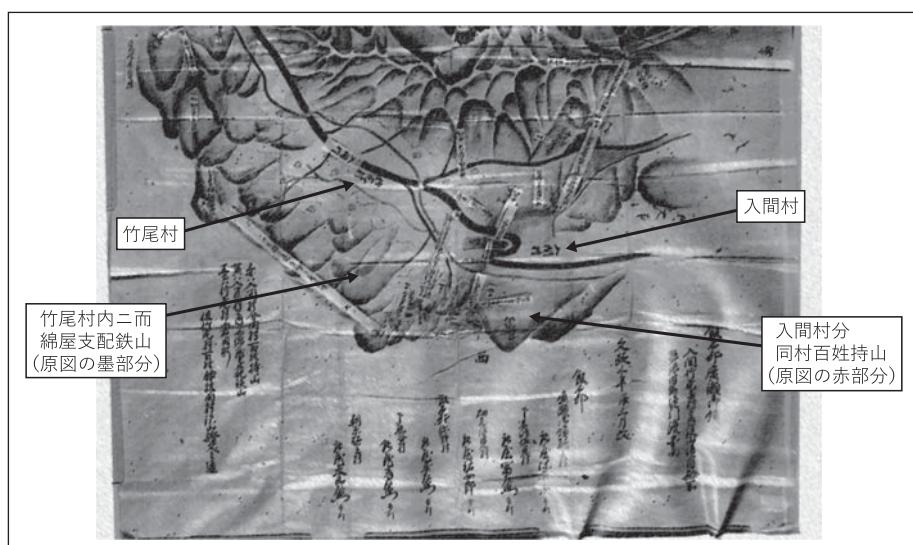
#### 入間竹尾鉄山村境書之事

一 飯石郡広瀬御領入間竹尾両村鉄山論所、当三月銘々共立入内済取扱申談、双方熟談相済候処、別紙取扱書之通、銀三貫七百五拾匁田部佐一右衛門殿より出銀を以論所御同人支配ニ相成候上者右出銀ニ相当之地面相糺、入間竹尾両村境相立置不申候而者趣意難相立、且又後念不分明之儀茂難斗旨 御沙汰ニ付、此度再会見分之上、場所之内左之通村境相立申候、

一 民谷村境一ノ渡り八重瀧川引下し右者入間村左者竹尾村、夫八重山谷大川境下モハ茗荷谷之下モノ曾根尻迄同所下モ表御領境迄ハ下地八重瀧川引下し、茗荷谷下モノ曾根限り高張江不及、但民谷村境一ノ渡り八重瀧川大川江引下し、茗荷谷下モノ曾根ハ津加羅谷上ミニノ認候図面青之上へを黄ニ而色取置候通附、茗荷谷下モノ曾根ハ津加羅谷上ミニノ曾根之はわり谷共云、右之通入間竹尾両村鉄山村境相立申候間、双方御承知ニおいてハ受書調印御差出し可被成候、以上

文政三辰六月

飯石郡 広瀬御領 下来嶋村 庄屋 富左衛門（他2名略）  
深野村 庄屋 平左衛門（他2名略）



(図1) 入間竹尾両村内済図（松江藩郡文書文書180-19）

常平方御鉄山支配人 田部佐一右衛門殿  
入間

竹尾村百姓中

右此度境書之通致承知候、依受書差出申候、以上

（以下、田部佐一右衛門および両村百姓惣代・村役人受書あり）

ここでは、入間村と

竹尾村の村境を決め、

それが竹尾鉄山を支配

している田部家に有利になるものだというこ

とであろうが、同家が出銀して解決すること

で合意したことが書かれていて、扱人の両藩

領庄屋六名から田部家

および入間・竹尾の両村百姓宛となつていい。この時には図1のような絵図も作られ、両村の境が明示された。

この争論の過程には

松江藩役人は表立って登場しない。しかし、

右のような文書が郡奉

行所に保管されていたことは、藩も注視していたことを示唆する。支藩である広瀬藩との関係を配慮して、後方で見守る対応をとったかと思われる。ただし、最後に飯石郡下郡・与頭（百姓身分の郡役人）は藩の郡奉行所役人宛に次のような報告を上げている。

**【史料7】**「文政二辰七月十八日達ス 飯石郡々役人書状」（「松江藩郡奉行所文書」

180—18

一筆致啓上候、広瀬御領入間村惣百姓持來鉄山并隣村竹尾村ニ而田部佐一右衛門所持鉄山与兩村山境爭論ニ相成居候間、内済取扱として肝煎庄屋太郎左衛門并庄屋

為左衛門庄屋平左衛門差遣し度段、去十一月御伺申上候ニ付御聞届相済、早速可差遣儀ニ御座候処、追々押詰候ニ付、当三月右三人之者差遣し為取扱候処程能内済仕候、然處佐一右衛門所持之鉄山ニ而入間竹尾村境はき不致由、依広瀬表より御沙汰ニ付、境目相立可然旨広瀬御領立合庄屋共より示合来候由ニ付、先月又々右太郎左衛門為左衛門平左衛門差遣候処、此度者境目急度相立、以後差縫出来不申様、内済いたし候段届出候ニ付、則内済取扱受書并境書山岡面入間竹尾鉄山村境書共写仕別紙四通取揃出し申候間、宣敷被仰上可被下候、右申上度如此御座候、以

上

七月八日

与頭 卯助  
下郡 清三郎

木村為助様

ここでは、松江藩領飯石郡側から三人の庄屋を送り込んだこと、田部家の鉄山のある場所の入間村と竹尾村の境がはっきりしないので、広瀬藩の指示で、同藩領の庄屋達が動いたことなどが報告され、境の問題はあくまで広瀬藩領内の問題として位置付けられていたことがわかる。

**④小括**

以上、この争論の経緯を記述してきたが、重要なことは、実質は入間村と田部家

の争論であるが、形としては、あくまで「村山」の境論として扱われていてある。史料4の標題は「入間村竹尾村論山演説書」、史料5は「広瀬御領入間竹尾兩村山境争論頭書」である。つまり、竹尾村が田部家に鉄山を売り渡していても、その場所はあくまで竹尾村の「村山」であることに変わりはない、文章の中でも「左者竹尾村」と記されている。つまり、「村山」の部分概念として「鉄山」があるので、「村山」の境を決めることによって、はじめて「鉄山」の領域が決まるのである。そして史料4の中では「入間鉄山不残伐尽し論山竹尾山同様毛上能相立」とあって、争論の対象としての「毛上」が強調されている。

細かいところでは、明和期の鉄山売買について、史料4の入間村文書では「論山代銀三貫目ニして竹尾御鉢江売払、半分宛綿屋并入間村江受取申上候」と「論山」を売り払うという表現になっている同じ取引が、史料5の田部家の頭書では「論山立木一生伐り三貫目ニメ布部村伝吉と申者、隣村竹尾鉢吹方罷在候ニ付、売払」と「立木一生」の売り払いとされていることに注目したい。彼らの頭の中の鉄山の「売払」というのは「立木」のことと決まっていたかの趣がある。

さらに注目すべきは史料4の①を付した傍線部の「都加賀鉄山買受」の文言である。この文の主語は「入間村」と考えられるが、村が他村（都加賀村）の山を「地盤」として買うということはまず考えられず、これは「立木」を買う行為を意味していると考えるしかない。

以上、この争論文書に表れている諸々の事実は、やはり「鉄山」の売買とは、地盤の売買というよりは、立木という「毛上」に注目した売買であると考えることの妥当性を示していると考える。

おわりに

本稿では、第一に、佐竹氏の筆者前稿への論及についての考察を行い、そこで示された鉄師側の「価値」の内容を検討し、それが筆者前稿で示した鉄山領域での鉄師と農民の毛上の重層的所持の構造と矛盾するものではなく、依然として、近世に

おける鉄師の鉄山所持を地盤所持的なものとみなすことはできないことを確認した。

第二に、広瀬藩領入間村と田部家の争論について検討し、たとえ鉄師の鉄山となつても、「村山」であることに変わりはないことと、その争論で表出した主張にも鉄山の売買とは立木の売買であつたことを示す点があることを、前稿とは別の形で示した。

近世の「所有」には未だ検討すべき課題が多く残っており、特に林野の領域には近代の常識とは異なる観念があつたことを強く認識する必要がある。そうした中で、鉄師と農民が交錯する鉄山の領域には、鉄穴（砂鉄を採取する山）の所持の問題や鉄山壳渡証文上の「土水共ニ」といった文言が何を示すのかについての解明など、「所有」を考える上で多くの課題が存在している。今般の議論を深めた上で、さらに研究を進めていきたい。

## 註

- (1) 拙稿「近世林野所有再考—出雲鉄山の諸事例を題材に—」（『日本史研究』六八一、二〇一九）。
- (2) 佐竹昭「出雲の鉄師と鉄山集積—飯石郡田部家を中心にして」（島根県古代文化センター編『たら製鉄の成立過程』所収、二〇一〇）。
- (3) 筆者前稿では「テリトリー」という概念を中世から受け継がれたものと位置づけ、「地盤所持」が領域から他者を排除する志向を持つのに対し、「テリトリー」のもとでは用益目的が異なる他者の存在に対し寛大であることを説明した。
- (4) 戒能通孝『小繫事件・三代にわたる入会権紛争』（岩波書店、一九六四）。近世において山の管理者的な地位にあつた者に山の「所有」が認められたことに対し、そこに入会をしていた農民たちが抵抗し、長い裁判となつた。
- (5) 熊谷開作「鉄山師による土地集積の法過程」（『日本の近代化と土地法』、日本評論社、一九八八）。
- (6) 鳥谷智文「近世後期における田部家鉄山経営の史的展開—入間鉱・八重滝鉱を中心として—」（『田部家のたら研究と文書目録』、雲南省教育委員会、二〇一二）。なお、筆者が史料4を閲覧するにあたって、鳥谷氏のお世話をなつたことをこの場で謝した

い。

(7) 「松江藩郡奉行所文書」は島根県立図書館に所蔵されていて、松江藩郡奉行所が取り扱った訴訟に関する一件書類を多数収めている。

(8) 「泉府」とは「泉府方」という松江藩の役所で、「常平方」とともに、貸付などの金融を担当した。この争論の過程では両者の名前が出てくるが、一八世紀末に発生した幕府による大坂鉄座設置に伴う鉄師の経営難問題に關係して、松江藩が鉄師に貸付を行い、その經營に関与したと考えられる。参考資料としては、相良英輔「田部家の由来とたら製鉄業の展開」（同編『松江藩鉄師田部家の研究』、島根大学、二〇〇九）、『松江市史 通史編3 近世I』（二〇一九）がある。

